

第2回 大洗町農業委員会総会議事録

令和4年2月25日（金） 午前10時00分

令和4年2月25日大洗町農業委員会がトヨペットスマイルホール大洗
視聴覚室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用配分計画
の決定について（農地中間管理事業）

議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理
について

出席委員 1 番 関 甚 2 番 佐 久 間 亨
 4 番 藤 沼 洋 一 5 番 勝 村 勝 一
 6 番 大 貫 静 7 番 大 貫 善 之
 8 番 小 沼 正 男

欠席委員 3 番 佐間田 勝 子

本日の会議の書記は次のとおりである。

有田和義、中崎亮二、石井康之

会長職務代理者は午前10時00分に議長席につき、定数に達したので会議を
開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 1 番関委員、2
番佐久間委員、4 番藤沼委員の各委員を指名する。

事務局 議案第5号につきましては、茨城県農林振興公社の依頼により、来月に審議
することとなりましたのでよろしくお願ひします。

議長 議事に入ります。議案第4号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 [議案第4号を別紙をもとに説明]

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
6 番 項1から項4の農地は耕作放棄地のため、畑地化する取り組みが必要になるが
事務局 借受人は、この農地が耕作放棄地であることを事前に確認しており、その中で
8 番 借受人の年齢、経歴や今後の営農計画を伺いたい。
事務局 [説明]
8 番 何の作物を作る予定か。
事務局 芋を作付けし、干し芋農家を目指しております。
議長 その他に何かご意見はありますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長 続いて議案第6号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 [議案第6号を議案書をもとに説明]
議長 本案は現地確認を行っていますので、7番委員より報告をお願いします。
7 番 議案第6号について報告します。去る2月22日に農業委員2名、事務局
2名で譲受人が立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は山場平
住宅付近の農地となります。現況は譲受人が既に耕作しており、申請地を
含めて隣接地等を一体的に活用していることから、許可相当であると見込
まれます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長 議案第7号と議案第8号は関連がありますのでまとめて上程いたします。
事務局 事務局説明をお願いします。
事務局 [議案第7号及び議案第8号を議案書及び公図を元に説明]
議長 本案は現地確認を行っていますので、7番委員より報告をお願いします。
7 番 去る2月22日に農業委員2名、事務局2名で譲受人が立会いのもと、現地
確認を実施しました。概要は事務局の説明のとおりとなりますが、周辺地は
宅地化が進んでいる中で、隣接する農地に影響はないことから農地転用は妥
当であると考えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
6 番 現地確認の際に、申請地の一部が既に住宅の庭として転用されていたことを
確認したので、始末書を提出するように指導すること。
事務局 了解しました。
議長 その他に何かご意見はありますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議長 続いて報告第3号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 [報告第1号を議案書をもとに説明]
議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。お

・その他

1. 農業委員の推薦・公募結果について
2. 農地転用許可申請等における締切日の変更について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。
議長は、午前10時40分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和4年2月25日

議長

委員

委員

委員